

議会運営委員会会議録（令和7年3月11日）

出席委員 原委員長 青山副委員長 吉森委員 岩城委員 古沢委員 開田委員  
竹原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員 石井局長 中田局長補佐

午前9時00分開会

【原委員長】 これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。吉森委員、開田委員にお願いをいたします。

日程第2 意見書の取扱いについてを議題といたします。

富山県労働組合総連合から提出のありました「最低賃金の全国一律制と中小企業支援の拡充を求める意見書」についての陳情について、各会派・グループ等で協議いただいた結果を報告、お願いいたします。

まず、志真会、青山副委員長さん、どうでしょうか。

【青山副委員長】 意見書ですね。

【原委員長】 はい。

【青山副委員長】 一致です。

【原委員長】 一致ですか。

【青山副委員長】 はい。

【原委員長】 会派自民、岩城委員。

【岩城委員】 一致。

【原委員長】 古沢委員。

【古沢委員】 無会派ですが、不一致でした。

【原委員長】 不一致。

開田委員。

【開田委員】 一致です。

【原委員長】 意見が一致いたせず、議運提案にはしないこととなりました。不一致でござ

ございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程第3 その他に入ります。

まず、委員の皆さんのほうから、何かありませんでしょうか。

青山副委員長のほうから、作った。

【青山副委員長】 皆さんに配付してあるかと思われます。「欠席した後に復帰するときの規則（案）」ということで、私、たたき台を書かせていただきました。

この書いた経緯に至っては、何人かの議員さんから、欠席した後の取扱い、それこそ開田議員さんのときだったり、大浦議員さんのときだったり、今回の原議員さんだったりですとか、コロナのときとかも、それぞれ皆さん欠席されたけど、その後の復帰の仕方に、全く法令上記載されていないと。そのときそのときで、その都度で決めているという状況でありまして、今この内容自体は、私、一番厳しい状態のものを、あえて案なので書いておきました。

正直1個、例えば5条が一番やっぱり厳しいところなんですけれども、5条の措置のところを、ここから、じゃどこまで緩めていくかという話をして、じゃ白いものに黒いものを書いて、皆さんで会議規則という形で残しておけば、要は遺恨が残らないような議論にならないかなというふうに思っております。いや、あの人の時こうやったからよかったやねかとかという、そういう話になってくると不毛なので。であるならば、もうこの書いてあるとおりですということで、議会で一致して何とか進めていけないかなと思って一応たたき台を作った次第であります。

以上です。

【原委員長】 ありがとうございます。

この青山副委員長の提案につきましては、今日皆さんにお配りしたということでありますので、一度、会派・グループのほうに持ち帰っていただいて、ちょっとまたもんでいただければなというふうに思います。

それに先立って、今の説明に対して、皆さんのほうからご質問があれば、よろしくお願いいたします。

【岩城委員】 たたき台、ご苦労さんでした。

元来、議員は、それこそ自由っておかしいけども、最初、質問日休んだから、誰が、なら出てくるなという立場ではないがで、本人が出てきたいと言われれば、出てこられればいいし、誰もそれは、事務局が駄目やとか、我々が駄目やとかという、そういう内容のも

のではないと私は常に思っておりましたので、うちのところの原議員さん、そしてまた大浦議員さん、その前の日、開田議員さんということであったわけですが、その後出てこられれば出てきたで、別に何ら差し支えもないのかなという思いでずっと今まで見ておりましたので、まあまあ一応こういうふうな案が出てきたよということでは、うちのところの会派では、ちょっとまた議論はいたしますけども、正直に言うて、何かあって議員辞職勧告決議案を出したところで、本人の意思で辞めるか辞めないかという、それだけ我々は崇高な立場であるかなという思いでもありますので、今気持ちとすれば、規則でがんじがらめにするのはどうかなという気もいたしますので、一遍読んでみて、あれしたいと思っています。

【原委員長】 よろしく願いいたします。

【開田委員】 私も休んだ立場なんですけど、ただ、この第5条、厳しいよって青山副委員長から言われましたけども、初日、葬式とかなんかがあって出られんこともあるかもしれん。そしたら、その議会全部、委員会もその並びで出られんかもしれんけども、最後しっかりと勉強して、最終的なものに関して参加する。こういうのもあるかもしれんと思ったから、何か非常に、どうしよう、と思います。これは私の思いです。

【原委員長】 ほかに。

【古沢委員】 規則で決めるのはどうかという思いもあるんですが、私らが一番気にしなければならないのは、我々の行動、議会出席・欠席も含めてですけど、この議会を通じての行動が有権者の批判に耐え得るかということだと思うんです。有権者から見てどう見えるかということだと思うんです。

住民の負託にちゃんと応えられる活動をしているかということなので、議会の欠席・出席も含めて、全体として自分の行動、有権者からのいろいろな意見にちゃんと応えることができるかどうかということが尺度だというふうに思うんですよね。

結局、そういうことだと思うんです。だから、ある意味、それに基づいた、議員それぞれの良識の判断で行動されればいいというふうに私は思う。せっかくつくられたから、見るのは見ますけど。

【吉森委員】 今の古沢委員さんの意見からいくと、あえて規則をつくらなくてもいいのかなと。であれば、逆に言えば、良識の判断でという、そういうのを入れてもいいんかなと。

何かやっぱりルールがないと、今までは暗黙のルールみたいな感じになっていたから、

ルール化したいというのは私も分かるので。

【青山副委員長】 結局、これを全部破棄というわけではなくて、必ず何か入れませんかという話なんです。要は、今回おっしゃられることも非常に、3人とも恐らくここまでやらなくてもいいんじゃないかというご意見だと思うんですけど、であるならば、復帰後の措置を、先ほど岩城委員さんがおっしゃられたとおりに、いわゆる個々の判断で可能とするみたいなものを入れておけば、私はいいと思っているんです。

なぜこんなことを言うかというのと、開田委員さん、委員会に出られなくて、多分採決に出られなかったかなというふうに……

【開田委員】 ん、ん？

【青山副委員長】 委員会に出られなくて、採決に出られなかったという認識だったんですけど。

【開田委員】 私け。

【青山副委員長】 ええ。

【開田委員】 9月け。

【青山副委員長】 ええ。

【開田委員】 あのときは、最初は……

【青山副委員長】 最初は出られなくて……

【開田委員】 私、はっきり言うちゃ。初日、出ようかと思ったん、松葉づえについて。そしたら、いろんな意味で、開田は退院して3日、4日目だから無理だろうというところもあって、それで、私、行きますと言うたときはちょっと遅かったん、はっきり言って。だから、ならと言って、9月全体を休ませてくださいというのが。

【青山副委員長】 何を言いたいかといいますと、結局その取扱いにばらばら感が出ちゃっていることに、やっぱり複数名の議員からちょっとそういう話が出てきているので、だったらその復帰後の措置は、議長が認めるときとか、そういうような、認めることができるというのがあれば、議長が認めれば、あとは全部自由なので、そう書いておくような形で取ってもらえないかということなんです。

要は、不公平感を出したくないために、せっかくなら規則で文言に残せませんかということで、がんじがらめになるわけじゃないじゃないですか、そこまで緩めてしまえば、逆に言うと。みんなフリーですといった状態になるので。ならば、そういうふうな形でちょっと一回また逆にもんでもらって。

私は、先ほど言ったとおり、一番厳しい状況のものをまずあえて書かせてもらっていますので、逆に緩めた内容をご提示いただいて、何か議論できて、文言として残したいということが私の趣旨なので、よろしくお願いできればと思います。

【原委員長】 ほかにないでしょうか。

【岩城委員】 何のせ、やって、あれすりゃいいねか。

【原委員長】 いろんなケースも考えられますし、皆さんのほうも、青山副委員長の提案を各会派・グループで持ち帰りまして、一回もんでやってください。

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【原委員長】 ほかに何か委員の皆さんから。

(特になし)

【原委員長】 ほかにないようでありますので、事務局のほうから。局長、お願いいたします。

【石井局長】 それでは、2点ほどお願いいたします。

まず、意見書につきましてですが、今ほど不一致ということになりました提案ですけども、議員提出される場合は、件名、賛同者、提案理由説明を3月18日火曜日までに事務局のほうへ申出願いたいと思います。

それで、また別の話ですけども、討論の希望がある場合、定例会最終日に討論を希望される方は、事務局に発言通告書がございますので、書面にて提出をお願いいたします。最終日3月21日金曜日の午前9時までお願いいたします。

2点目です。議員提出議案です。

今の意見書と別になりますが、当局の補足説明のほうにもありましたけども、個人情報絡みですね。うちで言いますと、滑川市議会の個人情報の保護に関する条例改正ということで、滑川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が令和7年4月1日に、また刑法の一部改正が令和7年6月1日に施行されますことから、所要の改正を行いまして、併せて文言の整理をするものであります。

条例案の内容につきましては、皆様のお手元のほうにお配りしてありますけども、中田補佐のほうより説明させていただきますけども、定例会最終日の全員協議会でも説明させていただきますまして、議員提出議案として上程することとしたいと考えております。

【中田局長補佐】 すみません、お配りしてあります議員提出議案第1号を送ることの書類でございます。

説明に関しては今局長が説明したとおりでございます、法律の改正によりまして、それにひもづいています条例のほう、文言等を改正するものでございます。

新旧対照表も含めてページは結構ございますけれども、内容は、所定の用語、あとは条ずれの対応をするだけで、特段内容に変化があるものではございません。

先例に基づき、全議員での提案となりますので、提出者は議運の委員長、原委員長にお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【原委員長】 今ほどの説明、ありがとうございました。

委員の皆さんから、今の説明に対して何かございますでしょうか。

(特になし)

【原委員長】 ないようでございますので、条例につきましては、3月定例会最終日に議員提出議案として上程することとなりますので、よろしく願いをいたします。

次回の議会運営委員会は3月21日の定例会最終日午前9時から開催いたします。

以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

午前9時14分閉会